

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会定款第25条の規定に基づき、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(会長の報酬)

第2条 会長の報酬は次のとおりとする。

月 額 95,000円

2 会長が退任等をした場合は、その月分の全額を支給する。

(報酬の支払方法)

第3条 会長の報酬の支払方法は、本会事務局職員の例による。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。